

議案第 3 号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、
勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令について

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件に関する規程の
一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成24年3月6日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「給与」を「給料」に改める。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第4号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「のため」の次に「又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため」を、「5日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加え、同条を第16条とする。

(5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

第14条第8号中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（通勤費用相当額）

第11条 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。以下同じ。）するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（第3号に掲げる者を除く。）当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は通勤21回分の回数券の価額のうち最も低廉となるものを21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で教育長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（次号に掲げる者を除く。）別表第1の距離区分欄に掲げる距離に応じ同表の額欄に掲げる額

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用する交通機関の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者 前2号に定める額

イ 第1号に定める額が第2号に定める額以上である者（アに掲げる者を除く。） 第1号に定める額
ウ 第1号に定める額が第2号に定める額未満である者（アに掲げる者を除く。） 第2号に定める額

2 勤務した日のうち通勤が片道のみである場合には、前項の額に2分の1を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

3 非常勤職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、通勤届（第4号様式）により、その通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。

4 通勤費用相当額は、これを受けている非常勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。

5 所属長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている非常勤職員について、第1項の要件を満たしているかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを、当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとする。

別表中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第11条関係)

距離区分(片道)	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円
25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式 (第11条関係)

通 勤 届

年 月 日提出

所属長		勤務公署名	
殿		所在地	
氏名	印	平均1か月当たりの通勤回数	
住所			

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程第11条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由（該当する□にレ印を付する。）			<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)				
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）			(届出の理由が生じた日) 年 月 日				
順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 <input type="checkbox"/>		住居から（ 経由）まで	・ km	分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から（ 経由）まで	・ km	分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から（ 経由）まで	・ km	分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から（ 経由）まで	・ km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から（ 経由）まで	・ km	分		円	
		から（ 経由）まで	・ km	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	km
						総所要時間	分
記入上の注意及び添付書類 1 「平均1か月当たりの通勤回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回と記入する。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1か月）、回数券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 6 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 9 届出行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。 (1) 住民票その他居住地を証明する書類 (2) 運賃の負担を証明する領収書等（自動車等を使用することを常例とする者を除く。）							

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、この訓令の施行の日前から引き続き任用されている非常勤職員で、当該任用に係る任用期間が満了していない者については、当該任用期間が満了する日までの間、なお従前の例による。ただし、当該任用期間をこの訓令の施行の日以後に更新する場合にあっては、当該更新された期間についてもこの限りでない。

訓令案の概要の説明

部課名 総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年人事委員会規則第28号）が改正され、非常勤職員の通勤費用相当額について、任命権者が常勤職員の通勤手当との均衡を考慮して定めるよう明記されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める子の看護休暇等を非常勤職員の休暇制度として規定を設ける必要があること、常勤職員及び国の非常勤職員の休暇制度との均衡を考慮する必要があることから、常勤職員の例により改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 常勤職員の通勤手当との均衡を考慮して、非常勤職員の通勤費用相当額の支給規定を新設する。（第11条関係。第12～19条は1条繰り下げ）
- (2) 子の看護休暇について、休暇の取得要件及び休暇を取得することができる期間を改めるとともに、介護を必要とする家族を介護するための短期の介護休暇を設ける。（第16条関係）
- (3) この訓令は、平成24年4月1日から施行する。（附則第1項）
- (4) 改正後の第11条（通勤費用相当額）の規定は、平成24年4月1日前から引き続き任用されている非常勤職員について、当該任用期間が満了するまでの間（施行日以降に任期を更新した場合を除く）、従前の例により通勤費用相当額を支給するよう経過措置を設ける。（附則第2項）

4 根拠法令

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年条例第53号）
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）
- (3) 非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年人事委員会規則第28号）

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(欠格条項)	(欠格条項)
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、非常勤職員となることができない。 (1) 成年被後見人及び被補佐人 (2) 犯罪以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けた者がなくなるまでの者 (3)～(4) 省略	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、非常勤職員となることができない。 (1) 成年被後見人及び被補佐人 (2) 犯罪以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けた者がなくなるまでの者 (3)～(4) 省略
(給料)	(給与)
第10条 非常勤職員の給料は、次の各号に掲げる当該職員の職務に対応する給料表の区分に応じ、当該各号に掲げる時給により支給する。 (1) 行政職 810円 (2) 現業職 820円	第10条 非常勤職員の給与は、次の各号に掲げる当該職員の職務に対応する給料表の区分に応じ、当該各号に掲げる時給により支給する。 (1) 行政職 810円 (2) 現業職 820円
(通勤費用相当額)	(通勤費用相当額)
第11条 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒步により通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。以下同じ。）するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。	第11条 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる非常勤職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒步により通勤（非常勤職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。以下同じ。）するものとした場合の通勤機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（第3号に掲げる者を除く。）当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は通勤21回分の回数券の価額のうち最も低廉となるものを21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） (1) 通勤のため自動車その他の交通の用具で教育長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（次号に掲げる者を除く。）別表第1の距離区分欄に掲げる距離に応じ同表の額欄に掲げる額

- (3) 通勤のためを交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者で次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 利用する交通機関の距離が通常徒步によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者 前2号に定める額
- 1 第1号に定める額が第2号に定める額以上である者 (アに掲げる者を除く。) 第1号に定める額
- ウ 第1号に定める額が第2号に定める額未満である者 (アに掲げる者を除く。) 第2号に定める額
- 2 勤務した日のうち通勤が片道のみである場合には、前項の額に2分の1を乗じた額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を支給する。
- 3 非常勤職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合には、通勤届（第4号様式）により、その通勤の実情を速やかに所属長に届け出なければならない。
- 4 通勤費用相当額は、これを受けている非常勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日から支給額を改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。
- 5 所属長は、現に通勤費用相当額の支給を受けている非常勤職員について、第1項の要件を満たしているかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを、当該非常勤職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとする。

※ 第11条以降は1条ずつ繰り下げる

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第15条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えることができる。

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第14条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えることができる。

(1)～(7) (略)

- (8) 非常勤職員の親族が死亡した場合、喪服その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第2死亡した者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表日数欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間

(無給休暇)

- 第16条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(3) (略)

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する非常勤職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかるものによる）を行なうことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせたため勤務しないことが相当であると認められた場合 1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日）の範囲内で必要と認められる日又は時間

- (5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むものに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話を行なうため勤務しないことが相当であると認められた場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(1)～(7) (略)

- (8) 非常勤職員の親族が死亡した場合、喪服その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められたとき 別表死亡した者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表日数欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間

(無給休暇)

- 第15条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(2) (略)

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかるものによる）を行なうことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められた場合 1の年度において5日の範囲内で必要と認められる日又は時間

- (5) 次に掲げる者（イ、ウ及びエに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むものに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う非常勤職員が、当該世話を行なうため勤務しないことが相当であると認められた場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）

- ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
- エ 子の配偶者及び配偶者の子

(5)～(8) (略)

別表第1(第11条関係)

距 離 区 分 (片 道)	額
5キロメートル未満	110円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円
25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

別表第2(第14条関係) (略)

- 第1号様式(第6条関係) (略)
 第2号様式(第6条関係) (略)
 第3号様式(第7条関係) (略)

別表(第14条関係) (略)

第4号様式（第11条関係）

通 動

年 月 日提出

所属者	駕 箱 公署名							
役 所 在 地								
氏 名	印	平均1箇月当たりの運動回数						
住 所								
非常勤就業の終業、勤務条件等に関する規程第11条の規定に基づき運動の実績を届け出ます。								
<input type="checkbox"/> 届出の理由（該当する□に印を付ける。）								
□ 新規 □ 住居の変更 □ 運賃又は方法の変更 □ 運賃負担額の変更 □ その他（ ） ）								
(届出の理由が生じた日)								
順 序	通勤方法の別	区	間	距	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □	住居から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
2 □	から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
3 □	から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
4 □	から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
5 □	から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
	から（ 経由）	まで	・ km	分			円	
他に利用せざる交通機関等の種類及び利用区間等							総 通 勤 距 離	km
							総 所 要 時 間	分

記入上の注意及び添付書類

1 「平均1箇月当たりの運動回数」欄には、常勤の筋目と同様の運動形態の場合には2回と記入する。

2 「通勤方法の別」欄には、通勤の筋目、自動車、バス等の別を記入する。

3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1箇月）、回数券等の別を記入する。

4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。

5 「備考」欄には、定期券をまだない理由、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。

6 街道と場路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨の理由を記入する。

7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に關する事項の記入を省略することができる。

8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に關する事項の記入を省略することができる。

9 届出を行なう場合は、運動履歴次に掲げる資料を添付すること。

(1) 生民票での居住地を証明する資料

(2) 運賃の内訳を證明する領収書等（自動車等を使用することを常例とする者は除く。）

(注) 規程の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。